

事案発生日	令和5年4月17日
事業者名	九州商船株式会社
船名	ペがさす
発出日	令和6年3月28日
法令違反等の概要	<p>九州商船株式会社が経営する一般旅客定期航路事業で運航する「ペがさす」において、令和5年4月17日から船首ストラット(船首脚)にクラックが発生していることを確認し、その後、2度にわたる修理を行ったにもかかわらず、船舶安全法第5条に規定する臨時検査を受検しないまま、同年7月21日まで運航を継続していたことが判明した。</p> <p>これを受けて、当局が同年8月30日から海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、同年4月17日から臨時検査の受検義務が生じているにもかかわらず、未受検の船舶を航行の用に供していたことに加え、運航管理要員が当該事実を把握している中で、安全性を十分に検討しないまま運航を継続させていたこと等の安全管理規程違反が確認された。</p>
命令の内容	<p>令和6年4月30日までに以下の改善措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等の遵守について、主体的に関与し、貴社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</u> 2. <u>安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第51条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令、安全管理規程及びその他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。</u> 3. <u>安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全マネジメント態勢の維持に必要な情報伝達およびコミュニケーションを確保すること。</u> 4. <u>運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。</u> 5. <u>運航管理者及び船長は、安全管理規程第24条に基づき、船舶の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、協議により、運航休止等の運航計画の臨時変更の措置をとること。</u> 6. <u>運航管理者は、安全管理規程第41条第3項に基づき、船長や船舶メンテナンス担当者等から船舶の異常やそれに対する修復整備状況に関して報告を受けたときには、直ちにその措置に対する安全上の検討を行い、必要に応じて修復整備を求めること。</u> 7. <u>内部監査を行う者は、安全管理規程第55条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を実施し、その内容を記録すること。</u>